

# 新潟県太陽光発電導入促進協議会会則

## (名称)

第1条 この会は、新潟県太陽光発電導入促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、県内における太陽光発電の健全な普及を図るため、太陽光発電設備に関する製造、販売、施工等に関する事業者が相互に連携し、県民が安心して太陽光発電設備を導入できる環境づくりに寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 太陽光発電設備の普及啓発、販売促進に関する事業
- (2) 太陽光発電設備に関する情報・技術・知識の習得及び向上に関する事業
- (3) 太陽光発電設備に関する課題抽出、及びその解決手法の調査研究事業
- (4) 会員相互の情報交換および連携に関する事業
- (5) その他、協議会の目的に資する事業

## (会員の種別)

第4条 協議会の会員は次の2種類とする。

- (1) 正会員  
協議会の目的に賛同して入会した者
- (2) 特別会員
  - ア 協議会の活動に資する専門的知識または経験を有する有識者等
  - イ 自治体

## (入会)

第5条 協議会へ入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出するものとする。

2 第4条第2号アの特別会員は、会長が選任する。

## (会費)

第6条 会員は別に定める会費を納めなければならない。

2 既納の会費は返済しない。

#### (退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

#### (会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けを提出したとき
- (2) 会員である法人・団体が消滅したとき
- (3) 事業年度末日までに当該年度の会費を支払わなかったとき
- (4) 除名されたとき

#### (除名)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則等に違反したとき
- (2) この協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

#### (会長・副会長)

第10条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。会長に事故があるときは副会長が職務を代行する。
- 3 会長・副会長は、総会において正会員のうちから選出する。
- 4 会長・副会長の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。

#### (幹事)

第11条 協議会に幹事を置き、幹事会で本会則に定める決議を行うとともに、会長、副会長と協力し、第2条の目的を遂行するために活動する。

- 2 幹事は、総会において正会員のうちから選出する。
- 3 幹事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。

#### (監査役)

第12条 協議会に監査役を置き、協議会の会計および活動状況を監査する。

- 2 監査役は、総会において正会員のうちから選出する。
- 3 監査役の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
- 4 監査役が会長・副会長・幹事・事務局を兼務することはできない。

#### (総会)

第13条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、事業年度に1回通常総会を開催しなければならない。またそれ以

外に、臨時総会を開催することができる。

- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 総会は、正会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 5 総会の決議は、正会員の過半数（委任状を含む）をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会は、以下の事項について決議する。
  - (1) 事業計画の決定に関する事
  - (2) 収支予算の決定に関する事
  - (3) 事業報告の承認に関する事
  - (4) 収支決算の承認に関する事
  - (5) 会則、会費等の変更に関する事
  - (6) 役員を選任又は解任、会員の除名に関する事
  - (7) その他、運営に関する重要事項に関する事

#### (幹事会)

- 第14条 幹事会は、会長が招集する。ただし、幹事の過半数の同意があれば、会長が招集しなくても、開催することができる。
- 2 幹事会の構成員は、会長、副会長、幹事とする。
  - 3 幹事会の決議は、本会則に特段の定めがない限り出席幹事の過半数（委任状を含む）をもって行う。
  - 4 幹事会は、次の各号に掲げる事項を決議する。
    - (1) 総会に付議すべき事項に関する事
    - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
    - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関する事

#### (事務局)

- 第15条 協議会は、以下の事務を執行するため事務局を置く。
- (1) 協議会の運営に関する事項
  - (2) 資料等の管理
  - (3) 協議会の会計処理に関する事項
  - (4) その他、必要な事項
- 2 事務局は正会員の中から会長が任命する。
  - 3 事務局は任期を定めず、会長が解任するまでの任期とする。
  - 4 必要に応じて会長は事務局を補佐する者を任命できる。

#### (事業年度)

- 第16条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

#### (会計)

- 第17条 協議会は、会費および寄付金その他をもって運営する。

- 2 協議会の収支決算書については、毎事業年度終了後、会長が作成し、監査役の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

#### (会則の変更)

- 第18条 本会則を変更するためには、総会において正会員（委任状を含む）の過半数以上の賛成による決議を要する。

#### (解散)

- 第19条 協議会を解散するには、総会において正会員（委任状を含む）の3分の2以上の議決を経なければならない。

### 附則

#### (会費)

- 1：会費は次のとおりとする。
  - 1) 正会員：1万円/年
  - 2) 特別会員：無し

#### (事務局)

- 1：協議会の事務局は、新潟県電気工事工業組合（新潟市中央区上大川前通6番町1203）に置く。

#### (協議会設立)

- 1：協議会設立時の会長・副会長は、第10条第3項の規定にかかわらず、設立総会の議決により選任することができる。
- 1：協議会設立時の幹事は、第11条第2項の規定にかかわらず、設立総会の議決により選任することができる。
- 1：協議会設立時の監査役は、第12条第2項の規定にかかわらず、設立総会の議決により選任することができる。
- 1：設立総会の議長は、第13条第3項の規定にかかわらず、発起人の中から選出することができる。
- 1：設立の日から平成26年3月31日までの期間は、第16条によらず、平成26年度事業期間とする。

#### (施行期日)

- 1：この会則は、平成26年2月5日より施行する。